

令和3年度第1回今治市行政改革推進審議会次第

1 日 時 令和3年7月16日（金）午前10時20分～

2 場 所 市役所第2別館11階 特別会議室1号

3 議 題

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 今治市行政改革ビジョンの概要について
- (3) 今後の日程について

4 出席者

委 員	相原委員	上村委員	越智委員	佐々木委員
	重松委員	白石委員	妹尾委員	丹下委員
	増田委員	三浦委員		

事務局 秋山企画財政部長（企画担当）
（人事課） 木原課長 森課長補佐
（財政課） 鳥生課長 守口課長補佐
（未来づくり課） 長野課長 山本課長補佐 渡部課長補佐
山田係長 越智主査

未来づくり課長補佐

ただいまから、令和3年度第1回今治市行政改革推進審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

当審議会は、今治市執行機関の附属機関設置条例に基づき設置され、市長の求めに応じて、行政改革の推進についての調査・審議等を行うため、10名の委員をもって構成する合議制の機関でございます。

お席に委嘱状を配布させていただいていますが、委員の皆様は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。

今回は、新しい任期が始まって最初の審議会となりますので、会長が選出されるまでの間、私、未来づくり課課長補佐、渡部が進行をつとめさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染対策といたしまして、皆様方にマスク着用のご協力をお願いいたします。また、窓を少し開放させていただいております。ご理解をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、土居副市長がご挨拶申し上げます。

副市長

皆様、おはようございます。今治市副市長の土居と申します。どうかよろしくお願い申し上げます。

この今治市行政改革推進審議会でございますが、これまでも開催されて参ったわけなんですけども、今回新しく7名の方が加わっていただいて、継続の方が3名ということで、新しい任期になっております。

前回まで、会長を務めていただいております妹尾先生はじめ委員の皆様方、また今回公募で新たに加わっていただいた方、よろしくお願いをいたします。

本来であればこの会ですけども、行革本部長であります徳永市長が出席をさせていただいて挨拶さしてもらったらよかったですけども。

ちょうど今日松山で道路関係の要望がありまして、他の首長さんたちと一緒に今松山に行っておりますので、私が代理で出席をさせていただきました。

皆様方、ご存知のように2月の20日に徳永市長が就任をいたしました。

その中でいろいろマニフェスト、公約を掲げておりました。

基本、一番大事、基本になるものがその市民が真ん中という、コンセプトで打ち出していますが、その中で、基本となるこの行政サービスにつきましては、最適な行政サービス、あるいはその超スマート自治体の実現という形で、目指すという話もございました。

我々市役所の職員もその方向で一生懸命しておりますが、皆さんご存知のとおり、このところ不祥事が連発しております、職員が情報漏えいをしたとか、下水道の賦課徴収漏れがあったという形で、いろいろ謝罪をさせていただくような局面もございます。

市民の皆様のご信頼も非常に大きく損ねているのが現状でございます。

ゼロからではなくてマイナスからのスタートになっております。

そうした中で、このこうした不祥事なりマイナスからのスタートということ、しっかりと受けとめて、これから隠し事のない、公平で公正な、行政を進めていかないといけないと思っております、この行革審議会が推進役といいますか核になるんじゃないかと思っております。

組織というのはそれ以外もそうなんですけど何事もとどまると腐ると言われます。一つのところにとどまっていたら、水もそうですけども、だんだん腐って参ります。

行革につきましても常に、そういうことを考えないといけないと思っております。

常に新しいこと、常に前向きなことを、取り組んでいく進めていくということが非常に大事だと思っております。

そのためにも皆様方の忌憚のないご意見ご提言を頂戴できれ

ばと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして冒頭の挨拶といたします。

これから皆さんよろしくお願ひいたします。

未来づくり課長補佐

ありがとうございました。

次に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料4「委員名簿」の順に、私のほうでお名前のご紹介をさせていただきます。後ほど委員の皆様にはご挨拶を頂戴いただくようにはなっております。

《委員紹介》

ありがとうございます。次に、事務局側の職員の自己紹介をさせていただきます。

《職員自己紹介》

未来づくり課長補佐

それでは、議事に入りますけれども、土居副市長は公務のため、誠に恐縮ではございますが、ここで退席をさせていただきます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。ここからは座って説明させていただきます。

今治市附属機関等の会議の公開及び傍聴に関する要綱、及び、今治市附属機関等の会議録の作成及び公開に関する要綱に基づき、会議と会議録の公開を行うこととしておりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、会議録作成支援システムを使用しておりますので、ご発言の際には、マイクの使用をお願いいたします。

それでは次に、事前に送付させていただいておりました資料等の確認をさせていただきます。

《資料確認を行う》

本日の審議会の終了時刻は、概ね12時頃を予定しておりますので、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは議題に入ります。議題1「会長及び副会長の選任について」でございます。

資料3「今治市行政改革推進審議会規則」をご覧ください。この規則の第4条第2項の規定で、「会長及び副会長は委員の互選とする」となっております。いかがいたしましょうか。

今回初顔合わせという委員もいらっしゃると思いますので、事務局で提案させていただいてもよろしいでしょうか。

委 員

<異議なし>

未来づくり課長補佐

ありがとうございます。それでは、会長及び副会長は、法律分野の学識経験者である委員さん、社会福祉分野の学識経験者である委員さんから選任してはどうかと思います。

会長には、松山大学法学部教授であります妹尾委員を、副会長には今治明德短期大学ライフデザイン学科講師であります上村委員を提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員

<拍手>

未来づくり課長補佐

ありがとうございます。

そうしましたら、妹尾委員を会長に、上村委員を副会長に決することとさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

妹尾会長、上村副会長は、それぞれ会長席、副会長席へお移りをいただいたらと思います。お願いいたします。

未来づくり課長補佐

改めまして、委員の皆様にご挨拶をお願いしたいと思います。できるだけ簡潔にお願いできたらと思いますので、よろしくお願い致します。まず妹尾会長、続きまして上村副会長にお願いいたしまして、その後、相原委員から席順にお願いをしたいと思います。お願いいたします。

委員	《自己紹介あいさつ》
未来づくり課長補佐	<p>ありがとうございました。</p> <p>審議会規則第4条第3項の規定により、「会長は、会務を総理し、会議の議長となる」となっておりますので、ここからは妹尾会長に会の進行をお任せいたします。それでは妹尾会長よりお願いいたします。</p>
妹尾会長	<p>それでは、「会長は会議の議長となる」ということですので、早速進めてまいりたいと思います。どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>早速ですが、お手元の次第の議題2、「今治市行政改革ビジョンの概要について」に移っていききたいと思います。</p> <p>この行政改革ビジョンは、令和3年2月の当審議会の答申を受けて策定をされたものです。したがって当審議会の主な所掌は、行政改革に対する調査、審議及び提言に関することであるということから、まず最初に、行政改革ビジョンの策定の経緯、今治市の現状、そして行政改革の方向性について、事務局からあらかじめ説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
未来づくり課長	<p>それでは、資料5「今治市行政改革ビジョン」について説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、資料5の資料の1ページをご覧くださいと思います。最初に、行政改革ビジョン策定の経緯といたしまして、市町村合併以降の今治市の行政改革についてでございますが、本市では、平成18年3月に行政改革の指針でございます「行政改革大綱」、具体的な取組を定めた「集中改革プラン」を策定いたしました。</p> <p>平成27年度には、行政改革大綱の「市民の視点・行政経営の視点」という基本姿勢、また集中改革プランの「人事・財政・行政経営面」という改革の柱を継承しつつ、新たに「豊かな地</p>

域社会を次世代につなげるために」を基本理念とする行政改革ビジョンを策定いたしました。

この行政改革ビジョンの計画期間が令和2年度末で終了いたしましたため、今治市行政改革推進審議会でもいただいた答申に加えまして新市長の「市民が真ん中」という理念のもと「持続可能な新しい今治の実現に向けて、更なる行政改革を推進する。」と掲げました施政方針を踏まえたうえで追加、補充し、新たに令和3年度から令和7年度末までの5年間の計画期間として策定をさせていただいたものでございます。

続きまして、資料の17ページをご覧くださいと思います。

こちらは人口の推移と推計、そして財政という観点から見る本市の現状でございます。

ページ下段のグラフは、今治市の将来人口を推計したものでございますが、グラフの一番右側、2040年の人口は11万2千9百人、左から4番目、平成27年の15万8千百人から、25年間で約29%、30%近くの減少が見込まれてございます。

年齢別で3つに区分した構成割合を見ますと、2040年には、一番上の青色で示す65歳以上の老年人口が40.6%へと増加する一方で、黄色で示す15歳から64歳までの生産年齢人口は48.4%へ減少、また一番下、緑色で示す14歳以下の年少人口も11%に減少し、人口減少と少子高齢化がさらに進展すると予想されております。

この人口減少・少子高齢化は、地域経済や市の財政に大きな影響を与えるほか、自治会など地域コミュニティの変化等に伴い、市民ニーズが多様化することも予想され、今後、財源や職員などの経営資源に限られる中であっても、柔軟できめ細やかな行政運営が求められます。

20年後という近い将来、2040年にどのような形で行政サービスを提供していくのか、それに対応できる体制をどのように構築していくのか、これこそが今治市の抱える最大の課題と考えております。

以上が人口の推移と推計から見た本市の現状でございます。続いての財政の現状について財政課長からご説明させていただきます。

財 政 課 長

本市の現状のうち、財政面についてご説明いたします。

18 ページをお願いいたします。

(1) 歳入の状況でございます。

表の下、歳入合計のひとつ上の市税でございますけれども、歳入の根幹であります市税収入は、個人所得の伸びや大型商業施設の立地などを背景に、令和元年度にかけては、緩やかな増加傾向でございました。だいたい 220 億円前後で推移しています。

その上の地方交付税等でございますけれども、地方交付税は、所得税、法人税、酒税、消費税といった国税を財源に、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、自治体が一定の行政サービスを提供できるよう交付されるもので、令和元年度で約 196 億円が交付されております。合併特例期間の終了に伴いまして、平成 27 年度以降、普通交付税の合併算定替による特例加算額が段階的に縮減されたことで、交付額が減少してございます。

更にそのひとつ上でございますけれども、国・県支出金でございます。平成 29 年度は、新ごみ処理施設「バリクリーン」の建設等がございましたので、国補助金、また岡山理科大獣医学部に係る県の補助金などで増加しています。

その上の市債でございますが、いわゆる借金による収入でございます。新ごみ処理施設や国体関連施設、防災拠点施設などの建設事業でその効果が建設後数十年と続くことから、市債の活用によりまして、また普通交付税で算定されます有利な起債を使うことで、財政負担の年度間調整や世代間の負担の公平を図ってございます。

20 ページをお願いいたします。

(2) 歳出の状況でございます。

表の下から、2 行目、3 行目、4 行目の人件費、扶助費、公債費、この 3 つを義務的経費といいます。

歳出のうち、その支出が義務付けられた、任意に削減できない、極めて硬直性の強い経費でございます。

人件費につきましては、職員数の適正化などを行ってきたこともあり減少傾向となっております。

その上の扶助費でございますが、扶助費とは、生活困窮者や子育て世帯、障がい者、高齢者などの生活を社会全体で支えるための経費で歳出に占める割合が最も高く、年々増加しております。

その上の、公債費ですが、いわゆる市の借金である市債の返済にかかる元金と利子の償還金でございます。

21 ページに、公債費の表とグラフがございますので、ご覧いただけたらと思います。

償還額がピークとなった平成 28 年度以降、合併特例債、これは合併の特例といたしまして、95%事業に充当できて、後年度に70%普通交付税で返ってくるという、有利な合併特例債を使いまして、小中学校の耐震改修でありましたり、国体関連施設、バリクリーン、ごみ処理施設などの建設をしてございましたが、この償還が進むにつれまして、公債費は年々減少しております。

② 投資的経費 でございます。

投資的経費は、道路などのインフラや公共施設の建設など、社会資本の整備にかかる経費でございます。

平成 30 年 4 月に本稼働した新ごみ処理施設の整備や、平成 30 年 7 月豪雨等によりまして、大規模災害にかかる災害復旧事業等の実施に伴いまして、そういった年度では投資的経費は大きく変動しております。

22 ページをお願いいたします。

(3) 基金でございます。

財源の調整や、市債の償還などの特定の目的のために、基金として資金を積み立てていますが、令和元年度末で約 274 億円の残高がございます。

23 ページをお願いいたします。

(4) 市債残高でございます。

合併特例債を活用して、新市の発展に必要な施設整備などを計画的に進めてきたことで、平成 26 年度までは市債残高が増加傾向にありましたけれども、その後順調に減少してございます。令和元年度末で約 770 億円となっております。

次に、(5) 主要な財政指標でございます。

①の経常収支比率でございますが、自治体の財政構造の弾力性を表し、70%から 80%の間であることが望ましいとされています。

24 ページをお願いいたします。

上のグラフでございますが、扶助費が増加傾向にある中で、合併特例期間終了に伴い普通交付税が減少したことによりまして、経常収支比率は上昇をしまして、財政の硬直化が進んでいる状況でございます。これは全国的な傾向でございます、社会保障費が増えているというような状況が続いてございます。全国の市町村の平均は、令和元年度で 93.6%と、全国的にこの経常収支比率が上昇をしている状況でございます。

次に、②の実質公債費比率と将来負担比率でございます。

実質公債費比率は、標準的な収入に対する市債の償還額（公債費）の割合を示すもので、18%以上になりますと、市債発行に国の許可が必要となります。またこれが 25%以上になりますと、市単独の起債が借りれなくなりまして、また 35%以上になりますと、災害復旧事業しか、市債発行ができないというようになりますので、この 18%、国の許可が必要とならないよう、財政運営をしております。全体的に緩やかな改善傾向にございまして、令和元年度の実質公債費比率は 12.2%となっております。

また、将来負担比率でございますが、今後の償還額の総額が標準的な収入の何年分にあたるかを示すものでございます。水道や下水道などの公営企業債を含めまして、市債の償還が進んだことで、比率は大きく改善をいたしまして、令和元年度には、基金などの充当可能財源が将来負担額を上回り、指数は 0 となっております。

次に 25 ページをお願いいたします。

続きまして、中長期財政収支見通しでございます。

推計方法についてでございますが、今治市人口ビジョンに基づく将来人口の推計値を市税等の試算に反映するなどの推計を行っております。

26 ページをお願いいたします。

左右見開きで、令和 2 年度から令和 12 年度までの財政収支見通しとなっております。

まず、表の上側①歳入の見通しでございます。

市税は、生産年齢人口の減少によりまして個人市民税の減収を見込んでございます。新型コロナウイルス感染拡大による影響でございますけれども、27 ページの下のグラフ、その左側の市税収入への新型コロナウイルス感染症の影響というグラフをご覧くださいと思います。地域経済への影響が、令和 2 年度から令和 6 年度まで続くと想定をいたしました。これはリーマンショックの 1.5 倍というような形で、現在推計をしておりますけれども、まだ結果が見えない状況でございますが、法人市民税を中心に、令和 2 年度から令和 6 年度までの間で約 47 億円の減収を見込んでございます。一方で、普通交付税の財源保障機能というのがございまして、市税収入 4 分の 3 を普通交付税で見ていただくような形、制度でございます。27 ページの先ほどの右下の臨時財政対策債への新型コロナウイルス感染症の影響という欄でございますけれども、普通交付税は現金で交付されるものですが、その現金での手当ができないものをですね、臨時財政対策債といった借り入れで賄うような形になってございますけれども、臨時財政対策債は後年度、元金利子ともにですね、普通交付税で 100%保証される市債でございます。こちらの方に、4 分の 3、35.2 億円を、臨時財政対策債に振り替わるというような制度でございますので、実質上の市税収入の減。47 億円のうち、35.2 億が交付されますので、歳入への実質の影響を約 12 億円と見込んでございます。

また、歳入の見通しの中で、地方交付税や国・県支出金、市債につきましても、人口減少と投資的経費の抑制に伴いまして、

減少傾向で推移していくものと見込んでおり、歳入全体で大幅な減少となる見通しでございます。

グラフ下側の歳出の見通しでございます。

義務的経費のうち、人件費は、一般職員の人件費が減少するものの、再任用職員の増加及び会計年度任用職員制度の影響によりまして、微減傾向で推移すると見込んでございます。扶助費は増加傾向が続いてございますが、今後は人口減少に伴いまして伸びが抑制され、公債費につきましても、借入額を抑えていくことで減少していく見通しとなっております。

投資的経費につきましては、安全安心な暮らしを守る社会基盤の整備のほか、老朽化が進む公共施設等の更新についても事業を精査し、事業費を抑制していく計画でございます。

高齢化の進展によりまして、介護保険事業にかかる一般会計からの繰出金などの増加が見込まれているものの、歳出全体では減少傾向で推移をしていく見通しとなっております。

29 ページをお願いいたします。

(2) 基金残高 でございます。

表の合計欄をご覧いただいたらと思いますけれども、公債費の負担などにより収支不足の発生する令和8年頃まで基金の取り崩しによる対応が必要となっておりますが、その間、残高が減少していく予定でございます。その後令和9年度以降は、財政調整基金の残高の目標としている90億円を確保する予定でございます。この90億円の目標額ですが、財政調整基金の規模がどれぐらい、残高があればということでございますけれども、大体標準財政規模の1割から2割が必要ということをおっしゃっております。今治市の標準財政規模が約450億円でございますので、その約2割、90億円を確保するという目標を立ててございます。

続きまして(3)の市債残高でございます。

新規発行を抑えていくとともに、合併特例期間中に借り入れた市債のうち、多くの償還が令和3年度から令和6年度にかけて満了するため、残高は大きく減少していく見通しでございます。

30 ページをお願いいたします。

(4) 主要な財政指標でございます。

① 経常収支比率でございますが、

公債費が大幅に減少する令和5年度から、経常収支比率は低下していく見通しでございます。歳出の削減以上に、令和10年度頃から、人口減少によりまして、市税などの歳入が減少することで、令和10年度から再び上昇に転じると見込んでございます。

② 実質公債費比率と将来負担比率でございます。

大型事業にかかる市債の償還完了に伴いまして、実質公債費比率につきましても、令和5年度以降、大幅に低下していく見通しとなっております。令和6年度には、10%を切る見通しとなっております。また将来負担比率につきましても、将来負担の少ない、現在の状況が維持できるものと考えてございます。

以上が現在の財政状況についての現状でございます。

未来づくり課長

続きまして、未来づくり課から説明させていただきます。

このような今治市の現状を踏まえまして、行政改革の方向性についてご説明いたします。31 ページをご覧くださいと思います。

まずページ上段、基本理念でございます。行政改革を推進していく上で、行政が自ら身を削ることはもちろんでございますが、やむを得ず市民の皆様の痛みを伴う場合もございます。

しかし、行政改革は、単なる経費節減のみを目指すものではなく、その先には本市の持続的な発展と次世代のより豊かな市民生活につながるものでなくてはなりません。

そのため、市民が真ん中の視点で市民の役に立つ市役所を実現するために、行政改革ビジョンの基本理念を「豊かな地域社会を次世代につなげるために」としています。

続きまして、ページ中段からが基本姿勢でございます。

基本姿勢は『多様化・高度化する市民の要望を的確に把握し、常に市民の意向を尊重し、市民が真ん中という理念のもと、効

果的な行政サービスを目指す「市民の視点に立った行政運営」、
『持続可能な今治を実現するために、限られた財源の有効活用
を図り、経営感覚に基づいたコスト意識、迅速性などを重視し
た簡素で効率的な行政を目指す「行政経営の視点に立った行政
運営』』とし、この2つの視点に基づき、市民ニーズを的確に反
映した質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供できる行
政運営を行ってまいります。

32 ページをご覧ください。ページ上段の図は、行政改革の基
本方針を示したものでございます。

この行政改革ビジョンにおきましては、「本市の持続的な発
展、次世代のより豊かな市民生活につなげる」ために基本姿勢
で定める2つの視点のもと、人事面・財政面・行政経営面とい
う3つの観点を柱に据え、引き続き更なる行政改革を推進する
ため具体的な取組を実行してまいります。

続きまして、34 ページをご覧ください。これは、行政改革ビ
ジョンの取組を体系的に示しております。

まず人事面の重点目標は「未来をささえる！！魅力ある組織
の基盤づくり」としまして、(1)～(4)までの4つの実施計
画を整理しております。2番目の財政面の重点目標につきまし
ては「未来へつなぐ！！持続可能な財政の基盤づくり」としま
して(1)～(3)までの3つの実施計画を整理しております。
3番目の行政経営面の重点目標としましては「未来をひら
く！！効率的な経営の基盤づくり」としまして、(1)～(5)
まで、5つの実施計画を整理しております。

以上が行政改革ビジョンに定めた行政改革の方向性でござい
ます。説明は以上でございます。

妹 尾 会 長

ありがとうございました。

ここまでは行政改革ビジョンの策定の経緯から、行政改革の
方向性までを説明していただきました。

従前からご就任いただいている委員の皆さんには既にご認識
いただいている内容かとも思いますけれども、今回新たに新任

の委員さんとして参加された方々には聞きなれない行政用語等もあったのではないかとと思われます。

今治市では、人口減少・少子高齢化の傾向が顕著であり、将来を担う若い世代の人口減少問題は極めて深刻な課題となっております。

そのような状況の中で、将来にわたって持続可能な行政基盤の強化を図るため、これからの方向性として基本姿勢である2つの視点のもと、3つの観点の柱に設定した重点目標に沿って、行政改革を着実に進めていく必要があるというご説明でありました。

ここからは、令和7年度までの5年間における行政改革の具体的な取組について、事務局から要点をしぼって説明をしていたと思いますが、計画の核となる部分であるため、説明が少し長くなるかもしれません。ご質問につきましては、後ほどまとめてお受けしたいと思いますので、事務局の説明を先にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

未来づくり課長

引き続き、説明させていただきます。

それでは、3つの観点ごとの改革の取組につきまして、ポイントをしぼりまして人事面・財政面・行政経営面を説明させていただいて、その後、資料6をもとにデジタル未来戦略の策定について説明させていただきます。

人 事 課 長

まず、人事面の取組について説明をさせていただきます。人事面におきましては、四つの実施計画を設定をさせていただきます。

まず1つ目、組織定員のあり方見直し、そして2つ目が、多様なスタイルによる職員の獲得、3つ目、多様な人材の育成活用。4つ目に働き方改革の推進というふうな4つを実施計画としてさせていただきます。

今回は実施計画のうち、組織定員のあり方見直しについてご説明をさせていただきたいと思います。

35ページをお願いいたします。

これまでは、第一次から第三次までの今治市定員適正化計画

に基づいて、職員数の適正化を進めて参りました。

この計画、令和2年4月1日までで既に計画期間を終えてございます。

厳しい財政状況の中、地方公共団体における経営資源の制約が強まっている一方で、地方創生、災害復旧、子育て支援、社会保障など、行政需要は確実に増加をすることが見込まれてございます。

このような状況下におきましても、市民が真ん中という視点、より質の高い行政サービスこれを提供するため、将来の行政運営を見据えたときに、本市としてどのような組織、定員数であるべきかを再検討した上で、改めまして、令和3年度以降の定員管理の計画を定めまして、計画的に組織基盤の強化を図って参りたいと考えてございます。

そのための3つの取組を実施する予定でございます。

取組の1つといたしまして、定員適正化計画の推進、これを進めて参ります。

今回の定員適正化計画の策定に当たりましては、2040年度までを見据えたものとしてございます。

第一次から第三次までの定員適正化計画では、事務職を中心に退職者補充を抑制をいたしまして、職員の定員削減を進めて参りました。

しかしながら、令和14年度前後に定年退職者が108名とピークを迎える予定でございます。その第四次計画案では、今後の行政需要の増加なども踏まえて、職員の年齢構成の平準化に考慮しながら、若年労働力を確保するため、計画的な採用を実施することとしております。

そして、この第四次計画案に基づきまして、行政需要や人口のバランスに応じた定員適正化に進めまして、安定した行政運営を可能とする体制を目指して参ります。

そのため、常に人件費とその投入効果を意識し、正規職員のみならず、会計年度任用職員を含めた総人件費の抑制を図って参りたいと考えております。

以上を勘案した上で、第四次計画案の数値目標を示しており

ますのが 35 ページのこの下の表でございます。計画上令和 8 年 4 月 1 日の職員数は、一応 1332 人といたしまして、令和 3 年 4 月 1 日現在、今年度現在職員数 1333 人から、1 名の減になります。これは再任用職員等の、60 歳定年を迎えた後の職員も、活用していくということも踏まえた上での減少となっております。

続きまして、36 ページをお願いをいたします。

令和 8 年度以降、令和 22 年度まで、5 年ごとの職員数の推計を示してございます。

毎年度、消防職を含む 26 名、この新規採用職員、これを確保をしたと仮定をした場合、60 歳以下の職員が、令和 22 年度には 876 人、現在の 1311 名から 33.1% 減。約 3 分の 1 というふうに見込んでございます。

また、人口 1 万人当たりの職員数は令和 12 年度の 91.39 人をピークとして、その後、減少をしていくと予想してございます。

その中段のグラフでございますけれども、令和 2 年度から令和 7 年度、令和 22 年度の年齢構成別の表を掲げてございます。

令和 22 年度には、現在よりも平準化し、でこぼこがないような形に持っていくのが理想というふうに考えております。

続きまして、一番下の令和 2 年度の表でございますけれども、これは普通会計人口 1 万人当たりの職員数の類似団体比較をした表でございます。

公営企業等を除いた今治市の普通会計における人口 1 万人当たりの職員数が 86.06 人となってございまして、類似団体 19 団体中 9 番目というふうな状況でございます。

本市におきまして分析をいたしますと、農林水産部門、商工部門、土木部門、消防部分が類似団体と比較をして職員数が多くなっている状況でございます。

これは、市域が広いことも原因であります。

例えば消防職は、すぐに駆けつけないといけないところで職員数を類似団体を率先して減らすというふうなことができないということがございます。

当然、長期的な視点でありますけれども、将来的には人口減少に対応した人口規模にみあった職員数を目指すものとしてご

ざいます。

実際に職員を配置するに当たりましては、先ほど申しましたとおり人口規模以外にも、地理条件であるとか、社会経済条件、地域住民の行政に対する要望、重点施策の選択等、様々な要因で決定されるものと考えてございます。

このような現状により、さらに少ない職員数での行政運営が必要となる中で、市民サービスの低下でありますとか政策形成の遅れが起こらないように、業務改善、後ほど出てきますデジタル化、このあたりについてはさらにスピード感を持って進めていかなければならないというふうに人事の方でも考えてございます。

主な説明は以上です。他の重点目標であります、多様なスタイルによる職員の獲得、多様な人材の育成活用、そして働き方改革の推進と合わせて取り組んで参りたいと思います。

その他の取組につきましては資料の37ページ以降に掲載をしております。後ほどご覧いただけたらと思います。

そして最後補足になりますけれども、先月6月に、地方公務員法が改正をされまして、定年が延長されることが決まりました。

従いましてこの計画にはその定年延長の数値は盛り込んでませんのでご了承をいただいた上で、ご検討をよろしく願います。人事面につきましては、以上でございます。

財 政 課 長

続きまして、財政面での実施計画につきまして説明をいたします。

42ページをご覧いただけたらと思います。

(1) 歳出改革と、将来負担の軽減のうち、①経常経費の削減といたしまして、扶助費をはじめ社会保障関係経費が増加傾向にある中で財政の硬直化を回避し、将来にわたって安定的な行財政運営を維持していくため、事業をゼロベースで見直した上で、所期の役割を終えた事業や費用対効果が見込めない事業などを洗い出し、限られた財源を真に必要な事業に重点的に配分していく仕組みや、予算の使い切りの廃止に有効な仕組みにつ

いても研究検討するとともに、ワイズスペンディング、これはですね、将来的に利益、利便性を生み出すことが見込まれる事業分野に支出をするという考えでございますけれども、この考え方のもと、人件費、物件費などの経常経費の一層の削減に取り組んで参ります。

人口減少に伴いまして、行政サービスの維持に係る市民1人当たりの負担の上昇を見据えた上で、デジタル化の推進による人員配置等の効率化など、費用対効果を念頭に、常に事務事業のあり方を改善していくとともに、大きな課題である公共施設等のさらなる再編、統廃合を積極的に進めていくことで、維持管理経費等の経常的な負担を削減し、持続可能な財政運営につなげて参ります。

次に、②の市債残高の圧縮でございます。

現在、市債残高は減少傾向にありますが、今後、公共施設等の更新や老朽化対策に係る多額の経費が見込まれる中、しっかりと普通建設事業を精査し、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債を除く市債の新規借入額が償還元金を上回らないよう、借入額を抑えていくことで、市債残高のさらなる圧縮を図ります。

また、投資的経費の圧縮につきまして、令和7年度までに、75億円以内にすることを目標としてございます。

これは、今治市と同規模の団体、類似団体の投資的経費の平均が約60億円でございますが、今治市は、公共施設等多数抱えている中での老朽化対策に係る多額の経費を抑えてはいきながらでございますけれども、令和7年度には、投資的経費75億円以内にすることを目標としてございます。

また令和12年度時点では、類似団体平均であります約60億円にすることを目標としてございます。

43ページをお願いいたします。

(2) 新たな歳入確保の推進のうち、下段の②、税外収入の確保をご覧いただいたらと思います。

人口減少時代にあって、一般財源収入の大幅な伸びが見込めない状況の中、市税収入の確保に加えまして、あらゆる財源確

保策に取り組む必要がございます。

44 ページをお願いいたします。

44 ページの上の表でございますけれども、取組として、使用料手数料の見直しを原則3年ごとに見直しをするとともに、未利用資産の有効活用といたしまして、売却貸し付けによる収入の確保、新たな資金調達手法の活用として、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなどの活用を推進いたします。

次に(3)計画的な財政運営の推進でございます。

①、基金の確保と弾力的な活用の推進でございますが、災害など不測の事態や公共施設の老朽化対策への備えとして、引き続き安定的な財政運営の基盤となる財政調整基金等の残高を適正に維持しながら弾力的に基金を運用し、計画的かつ機動的な財政運営を推進いたします。

財政調整基金の残高確保目標を、令和7年度時点で90億円としてございます。

②の選択と集中による予算の重点化でございます。

多様化する市民ニーズと、人口減少など社会経済情勢の変化に対応するため、絶えず既存事業を見直し、現下の重要課題や、今治の未来を切り開くための戦略課題を中心に、予算配分の重点化を進めます。

限られた財源で最大の効果を上げるため、事務事業の見直しや、普通建設事業の重点化などを推進し、スクラップアンドビルドを原則とした事業の選択と集中を図っていく中で、各部局が主体的に取り組む予算編成の手法も検討いたします。

補助金をはじめ、各種事業についてあらかじめ事業の終期を明示しておくサンセット方式など、事業を固定化させない仕組みを基本に、事業実績からその効果を検証し、見直しを行って参ります。

財政面での取組についての説明は以上でございます。

未来づくり課長

それでは最後に、46 ページ以降の行政経営面における改革の取組について、未来づくり課より説明させていただきます。

行政経営面におきましては、業務プロセスの見直し、スマー

ト自治体への転換、公共施設等の最適化、民間活力の活用、県・市町連携の推進の5点を、実施計画としておりますが、今回は、
(3)公共施設等の最適化に絞って、ご説明させていただきます。

順番は前後しますが、まず51ページの、②評価に基づく管理運営の改善をお開きください。

この取組の背景としましては、平成17年の12市町村合併により、当時、愛媛県内で一番多い800を超える公の施設、いわゆる学校や図書館、公園などの市民が直接利用する施設のこととございますが、その公の施設を保有することとなりました。

そのため似た機能を持つ施設が特定の地域に偏在している、また人口動態の変化や、ニーズの多様化により、作られた当初の目的での利用がされていない、また老朽化等による多額の改修、建て替えコストが懸念される、などが喫緊の課題として挙げられるようになりました。

一方で、厳しい財政状況を踏まえますと、今ある施設をそのまま同じように改修あるいは建て替えることは非常に困難でございます。

このことから、平成23年度から、公の施設の見直しに着手しまして、2行目の後半にありますように、施設の必要性について総合的に判断を行う「公の施設等評価」をこれまでに2回、平成25年度と令和元年度に実施しまして、効率的かつ効果的なサービスへの改善を行ってきました。

現在までに、学校や市営住宅など除いた、評価対象施設約450施設のうち、約150施設が、用途廃止や民間への移管等を行っております。

今後につきましては、次期評価を令和6年度に、評価対象施設及び手法を見直して実施する予定でございます。

続きまして①計画に基づく管理運営配置の最適化をご覧ください。

ここで言う計画とは、公共施設等総合管理計画のこととございます。これは国が全国の各自治体へ策定要請しまして、本市

におきましては、平成 28 年 3 月に策定しております。

内容としましては、本市の公共施設等の全体の状況を踏まえまして、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の適正な配置ができるよう、基本的な考え方を示したものでございます。

先ほどの公の施設のみならず、庁舎等の、いわゆる公用施設、これは行政目的で、市民が直接利用しないにしても、行政目的として使う庁舎とか、ごみ焼却施設等々がございしますが、それらやインフラなども対象範囲としております。

3 行目にもありますように、昨年度には総合管理計画が示している、各施設ごとの方向性、取組方針などを記載した個別施設計画を策定したところでございます。

今後は、先ほどの公の施設等評価と連動しつつ、着実に取組を実施して参ります。

このことが、見開き左側、50 ページの、2 段落目に詳しく書いてございます。読み上げますと、「公共施設等の市民満足度向上を図るため、財産活用の方向性などを定め、コスト分析、課題の抽出などの可視化、公の施設等に係る事業や施設・設備の点検評価を実施するなど、公共施設等を有効活用できるシステムの導入を検討します。」とございます。

つまりこれまでは施設の廃止や民間への移管が中心でございましたが、これからは、施設の魅力度の向上や施設の適切な維持保全、さらには、52 ページの③に関連しますが、未利用施設や、利用の少ない施設の有効活用など、公共施設をトータルで最適化していく、「公共施設マネジメント」を実現していきます。

そのためには、3 段目の、2 行目にございます、公共施設等総合管理計画における目標であります 2035 年度までに、2015 年度比で施設の総延べ床面積を 20% 縮減することを目標に、集約化、複合化、また民間施設の活用を進め、施設総量の抑制と、機能維持の両立を図って参ります。

また、市民ニーズや、維持管理コストを踏まえまして、管理運営の効率化とともに、計画的な予防保全を実施し、施設の長

寿命化、財政負担の平準化を図ります。

インフラについても適切な維持管理、予防保全を推進し、施設の統廃合についても検討を進めて参りたいと思っております。

その他の行政経営面の取組につきましては、資料 46 ページから 54 ページに記載しておりますので、後程ご覧いただけたらと思います。

行政経営面については以上でございます。

妹尾会長

ありがとうございました。

人事面と財政面、行政経営面について、事務局からそれぞれ最も重要な項目にポイントを絞って説明をしていただきました。ここまでの内容で、委員の皆様から何かご意見とかご質問がありましたら、ご発言を頂戴したいと思います。

繰り返しますが資料の中には聞きなれない行政用語などがかなり使われておりますが、事務局の説明以外の部分でも、ご不明な点がございましたら遠慮なくご意見・ご質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

白石委員

先ほど人事課長からも定年延長という話がありましたが、これから大幅に見直されるということなのでしょうか。

人事課長

説明をさせていただきます。

どういうふうになるかと言いますと、今、定年は 60 歳です。地方公務員 60 歳。国家公務員も同じなんですけれども。それが令和 5 年の 4 月 1 日から施行されて、そこから 10 年かけて、定年が 1 歳ずつ繰り上がって行って 10 年後には 65 歳が定年、になるという制度になります。ただそれに伴いまして役職定年は 60 歳で、例えば、人事課長、課長級でしたら課長級から外れていく。給料面ももちろん抑えながらという制度になります。

実は今も、定年が 60 なんですけれども、再任用制度が入っております。今は 60 になると再任用、いわゆるもう 1 回雇用をし直すというふうな制度でもって運用をしているその経過措置

がずっと十年間続いていくことになります。この定員適正化でいきますと、再任用っていうのは希望される方を再任用してましたけれども、定年延長になりますと定年が延びるということで、基本全員がその年代に残っていくというように変わって参ります。これが制度の概要でございます。

白石委員 採用計画等は見直しが必要ということでしょうか。

人事課長 はい。今は再任用制度っていうところをベースに考えてございますので、再任用制度も、実は職員数としてはカウントされます。

ですから先ほど言いました1名減で済んでたんですが、そんなに、数値的には大幅には変わらないと思っております。今の制度は再任用が定年延長に置き換わっていくという考え方にはなりますけれども、今以上はやっぱり、希望者とそうじゃない人の推計をしてる関係上、全員が残るとなると、やっぱり数字、人数的には変わってくると思います。

以上でございます。

白石委員 ありがとうございます。

妹尾会長 どうもありがとうございます。他にございませんか。

白石委員 2点あります。1つ目は、よく新聞で脱炭素社会と言われてますけれどもガソリン自動車の撤廃とかいろいろ言われてるんですけどそういった面、まだまだ先のことだとは思いますが、何かそういうことへの取組も今後入ってくるのかということ。

あと、2つ目が、個人的に、令和というのがちょっと苦手で、令和と二千何年度とが混在しているので、長期的なところで、どっちかにこう、統一していただけたら非常にわかりやすくなって、思ったりもしました。以上です。

未来づくり課長

未来づくり課長です。

脱炭素に関しましては、全国的に主流になってますが再生可能エネルギーということで太陽光ですとか、今治市に関しましてはバリクリーンで焼却熱を利用して発電をして、近くの公共施設に電力を供給しているような取組もございます。

そういうことで、できるだけ再生可能エネルギーを利用して、脱炭素、カーボンフリーへの取組をさせていただいています。また新たなマニフェストへの取組として地域新電力ということも、新市長が政策の柱としても掲げておりますので、それについても、今後調査をしながら研究していくところにはなっていますので、色々と決まりましたら今後の推移をご報告させていただいたらいと思います。

先ほどの年度のことなのですが、なかなか統一というのは難しいのですが今後また検討させていただきます。より分かりやすい報告書に向けて検討させていただきますのでよろしく願います。

妹尾会長

はい。ありがとうございました。

その他ございませんでしょうか。

もう一つ、デジタル未来戦略の説明もございますので、他になければ、そちらに進めさせていただきたいですがよろしいですか。

それでは、最後にデジタル未来戦略の策定について、事務局からご説明いただきたいと思います。

デジタル戦略室長

資料が変わります。

先ほどまでの行革ビジョンからちょっとカラフルな資料6、4枚もののA4の横ですけどこちらをご覧ください。

今治市の行政改革ビジョン、先ほど説明がありましたけどこれにも書いてありますけれども、本市としましても、スマート自治体への転換を図るため、今年の6月議会に、デジタル未来戦略のための予算を計上いたしました。時間の都合上駆け足になりますが概要を説明させていただきます。

資料6右下にページを打っております。ページ0から始まってしまいましたが、0はデジタル未来戦略策定までの全体スケジュールを示しております。詳細につきましては次のページから説明いたします。

ページ1をお開きください。

ICTデジタル技術を活用した庁内業務の改善、住民目線に立った利便性の向上、新たな価値の創出による産業活性化などの実現を目指し、本市のデジタル未来戦略を策定いたします。2カ年の事業期間となります。令和3年、2021年には現状把握、課題設定等の基礎調査を実施し、令和4年、2022年には具体的な施策を盛り込んだ計画を策定いたします。①現状把握、ニーズ調査、②課題設定、③市民アンケート、④プロジェクトチームにつきましては記載の通りでございます。

ページ2をお開きください。

デジタル戦略策定に向けた体系図を示しています。真ん中のブルーのところ、こちらが全体会議となります。市職員23名によるプロジェクトチームを6月に発足させております。その23名が、3つの分科会、行政の分科会、市民生活の分科会、まちづくりの分科会に分かれて、さらには必要に応じて、自治会学校長、保育所長、学識経験者など、オブザーバーとして参加いただく専門部会にて、個別のプロジェクトの検討をいたします。

戦略の中間報告や素案等は、適宜この行政改革推進審議会の皆様にご報告させていただきますので、ご意見等をいただければと思います。

ページ3をお開きください。

ただいまご説明いたしました、分科会オブザーバー専門部会につきましては、詳細を記載しております。

行政分科会では、デジタル技術を活用した業務改善、行政データの有効活用、行政分野のDX。

市民生活分科会では、市民の利便性、QOLの向上、デジタルデバイド対策、福祉、医療、教育分野のDX。

まちづくり分科会ではデジタル技術を活用した快適安心のまちづくり、データ活用によるにぎわいづくり、防災、産業、都

市機能分野のDXについて検討を行い、業務改革、市民の利便性の向上、地域課題の解決などに向けて取り組んで参りたいと思います。

以上簡単ではございますがデジタル未来戦略の策定についての概要の説明を終わらせていただきます。

妹尾会長

ありがとうございました。

デジタル技術を活用した効率的で効果的な行政サービスというものが提供できる自治体の実現に向けて、デジタル未来戦略を策定していくという話だったと思います。

それでは、これまでの事務局からの説明について、委員の皆様から何かご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

佐々木委員

先ほどの人事面、行政経営面と災害対策等を絡めた質問になるのですが、今治市でも南海トラフ地震や大雨による大規模災害が想定されますが、今治市ではその罹災証明書の交付体制の整備状況など、どのようになっているのでしょうか。

なぜこのような質問をさせていただくかということですね、平成28年熊本地震の際に、被害認定調査を行うための人材確保が被災市町村職員だけでは対応が困難だったこと。

あと、災害対策本部で人命救助に関する事務を所管する職員が、生活支援に関する事務である罹災証明業務を兼務していたこと。

この2点から混乱が生じたというような発表が、総務省から出ているようなのですが、先ほどから話を聞いておきますと、人員の適正配置。あと少ない行政陣営での、行政運営ということ、コスト削減ということに関してはいいことだと思うんですが、その災害が起こった時に、被災者が、新しく生活復旧するために、罹災証明書の発行というのは、迅速性が求められますので、この点について、お聞かせ願いたいと思います。

人事課長

ご質問いただきましてありがとうございます。そこが非常に

少人数、少数精鋭になっていく上でやっぱり一番気をつけないといけない、非常時に、どうするかっていうところを考えながらの適正化をしていく必要があるというのは十分認識をさせていただきます。

そして3年前の西日本豪雨の際にも、今治市でも犠牲者も出て、大変大きな災害がありました。そういった時にどうするかっていうと臨機応変的なところもあるんですけども、やっぱりその部署、罹災証明だと資産税課であるとか、福祉部門であるとか、そういうところも担当するんですけどもやはり間に合わない。

こういったときにはやはりそこを経験している職員を集めて、流動体制というのですが、そういう体制で当たっていくと。西日本豪雨の時にしたのは、災害復旧の関係もやっぱり急いでやらなければ駄目だというふうなことで土木技師を、例えば農業土木課というセクションが中心になるんですけども、そこに道路であるとか下水などから一時的に集めて、半年なら半年、1年なら1年、そちらの方を優先して業務に当たりました。

今、コロナのワクチンも、職員が流動、いろんな部署から5、6名流動して今対応する制度を活用しておりますが、今後もやっていきたいと考えております。以上でございます。

デジタル戦略室長

ちょっとデジタルの面から、ただいまの件補足させていただきます。

今、国の方、全国的な感じですけどぴったりサービスという、マイナポータルを使った電子申請の手続きがございます。

本市におきましても6月から児童手当の現況届、これをぴったりサービスを使っていわゆるスマホとかで、パソコンで申請できるようになりました。

今、委員ご発言の罹災証明書の発行、これもぴったりサービスに、実は含まれております。

ただ本市ではこれがまだちょっと実装、全国的でまだ実装されておられません。

27 手続きが、ぴったりサービスに早期に移行するように、国

の方からも指針が出ておりますので、その罹災証明書を含めた手続き、これを本市においても、今調整をしております。

できるところから、介護や子育て等の福祉系が多いのですが、それにプラス罹災証明書の発行も入っておりますので、デジタル技術をそういった手続きに使って、市民の方も、皆さん手元で、市役所までいかななくても申請に行かなくてもできるとか、市の方としても、限られた人員の中でデジタルでいただいたデータを使って、デジタルで回答するとか、そういった取組を進めて参りたいと思っておりますので、補足させていただきます。以上です。

佐々木委員 わかりました。ありがとうございます。

妹尾会長 はい。どうもありがとうございました。その他ございますか。どうぞ。

増田委員 今回初めてこちら参加させていただいたんですけれども、今後この委員会の委員としての関わりとしては、ご説明いただいて、この流れでいいですよっていう説明を聞いて、合意を取るものなのか、それとも進捗を聞いて、こうした方がいいんじゃないんですかとアドバイスなりをする立場なのか、初めてで委員としての位置付けがわかってないもので。今後、この会で、私どもに求められることはどういったことなのかということをご説明いただけたらうれしいです。

未来づくり課長 ご質問ありがとうございます。

本来であればこの計画を策定するにあたって、この会の中で皆さんにご意見を頂戴して、成果品として仕上げていくということにはなるんですが、今回は2月に、前任の方々の、この行革の審議会でもって、ご承認いただきました。いただいて市長に対して答申をいただいたんですが、その後、市長選挙の関係もありまして、さらに、その内容を、追補するという形で、事務局の方で、多少整理させていただきました。それを今回、ビ

ジョンとして、世に打ち出していくにあたり、新しい皆様にご確認をいただくという手順で今回お集まりをいただきました。ですから、一旦は答申いただいている内容に追加、補充したものを皆さんにお示しして、ご確認をいただいたという手順になります。

本来はこのビジョンを作るために皆さんの意見を頂戴して、ビジョンを仕上げていくというところであったんですが、これからは、この計画に基づいて、役所として取組を進めていくのでそれに対して意見をどんどんいただくということになります。

以上でよろしいでしょうか。

増田委員 はい、ありがとうございました。

妹尾会長 はい、ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。

三浦委員 ご説明ありがとうございました。

50 ページのところに、2035 年までに、公共建物の総延床面積を、2015 年比で 20%減らすという部分がありました。

テキスト 17 ページに、2015 年、15 万 8000 人の人口が、2035 年、で 12 万 2000 人なので 3 万 6000 人ぐらい減っていて、22.7%減るといいうぐらいの数字なので、人口が 22.7%減って、面積 20%減らすという理解ができたのですが、何か優先順位というか、どういうところを減らすかというお考えについて、利用率からなど、何かあれば教えていただければと。

未来づくり課長 現時点では当然それに対する費用、施設に対するコストとかを実績としては積み上げてはるんですが、今のところは、全体を見渡すものがないので、それを最終的に利用量に応じたコストになっているかどうかを客観的に判断できるものはありません。それを今年度から、取り組んでいって客観的に判断できるようなシステムを作り上げていこうというところで、ご説明させて

いただいたということになります。以前の公の施設評価では、いろいろな観点から取り組んで、利用量の少ないものについては、廃止したり民間譲渡したりすることはさせてもらったんですが、全体を見渡して全ての公共施設に対して、その評価をしていくというのはこれからシステムとして制度設計していく予定でございます。

三 浦 委 員 ありがとうございます。

妹 尾 会 長 よろしいでしょうか。

それでは、最後もう一つ。議題の3、今後の日程についてというのが残っております。これ、事務局からご説明いただければと思います。

未来づくり課長 それでは資料7、令和3年度行政改革推進審議会スケジュールをご覧くださいと思います。

今年度の審議会は、本日を含めまして、3回の開催を予定しております。

まず2回目につきましては、12月上旬を開催予定としまして行政改革ビジョンにおける実施計画に基づく個別の進捗状況をご報告させていただきたいと考えております。

現時点におきましては、公の施設の見直しに係る取組状況について、また、本日説明させていただきました、デジタル未来戦略の進捗状況についてを予定しております。

そして第3回目につきましては、年明けて2月もしくは3月を開催予定としまして、行政改革ビジョンに係る令和2年度、これは今年度は3年度でございますが、昨年度の進捗状況を報告させていただきまして、改革の実効性や方向性について評価検証を行っていただくという予定にしております。以上が令和3年度の開催スケジュール案でございます。また本日ご質問いただかなかった事項につきましてまたメール等々で、改めて、ご質問いただいたらと思いますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

妹 尾 会 長

はい、ありがとうございました。

今年度の日程と、審議事項について、資料の7をもとに説明をしていただきました。

今年度は、公の施設の見直しに係る取組状況についてというテーマと、デジタル未来戦略の進捗状況についてというものの審議を進め、最後は、前回の行政改革ビジョンの最終年度分の進捗状況報告ということで、全体で3回を開催する予定とされているということです。

このスケジュールの案について、委員の皆様の方から何かご意見、ご質問ございましたらご発言いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは最後に、本日の議題以外で、その他何かご意見、ご質問がありましたら、この時点でご発言をお願いします。

特にございませんようでしたら、本日は以上をもちまして、終了させていただきたいと思います。長時間ご協力ありがとうございました。